

ページ口座振替受付サービスに関するQ&A

※ 令和6年12月10日時点の内容です。

※ 運用方法は鹿児島市での取り扱いであることをご注意ください。（他自治体ではサービス内容が異なります。）

No.	質問内容	回答																																																																																																																																																																																																																				
1	ページ口座振替受付サービスとは。	市窓口を設置する専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで、口座振替のお申し込みをすることができるサービスです。 このサービスは通帳や金融機関届出印を用意する必要がありません。																																																																																																																																																																																																																				
2	ページ口座振替受付サービスの利点は。	<ul style="list-style-type: none"> ・市窓口でキャッシュカードと暗証番号で申込が行えます。 ・申込から口座振替開始までの期間を1か月程度短縮できます。 【参考】 申込から口座振替開始までの期間（市税の場合） 現行：最短50日 導入後：最短20日 <ul style="list-style-type: none"> ・脱ハンコが図られます。 ・金融機関側でも印鑑の目視照合作業の負担が軽減されます。 																																																																																																																																																																																																																				
3	本人確認方法（なりすましの防止）は。	キャッシュカードの暗証番号で本人認証を行います。																																																																																																																																																																																																																				
4	必要なものは。	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替を希望する金融機関のキャッシュカード ・納税義務者・整理番号が確認できるもの（納税通知書又は領収証書等） ・口座名義人情報（電話番号、メールアドレス等）が確認できるもの 																																																																																																																																																																																																																				
5	サービスの対象科目は。	7科目が対象です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公金の種類</th> <th colspan="2">サービス</th> <th colspan="7">金融機関</th> <th rowspan="2">担当課</th> </tr> <tr> <th>Web (17科目)</th> <th>ページ (7科目)</th> <th>鹿児島</th> <th>南鹿児島</th> <th>鹿児島</th> <th>相模</th> <th>奄美</th> <th>鹿児島</th> <th>郵貯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産税・都市計画税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>納税課</td> </tr> <tr> <td>市県民税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>国民健康保険課</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>長寿支援課</td> </tr> <tr> <td>介護保険料</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>介護保険課</td> </tr> <tr> <td>市営住宅使用料</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>住宅課</td> </tr> <tr> <td>市営住宅駐車場使用料</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>住宅課</td> </tr> <tr> <td>幼稚園通園バス利用料</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td>保育所保育料、園児給食費</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td>児童クラブ保護者負担金</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>子ども政策課</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金償還金</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>子ども福祉課</td> </tr> <tr> <td>生活保護費返還金・徴収金</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>保護第一課</td> </tr> <tr> <td>高校授業料・諸会費</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>教育委員会総務課</td> </tr> <tr> <td>奨学資金返還金</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>教育委員会総務課</td> </tr> <tr> <td>水道料金及び下水道使用料</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>水道局水道・料金課</td> </tr> </tbody> </table>	公金の種類	サービス		金融機関							担当課	Web (17科目)	ページ (7科目)	鹿児島	南鹿児島	鹿児島	相模	奄美	鹿児島	郵貯	軽自動車税												固定資産税・都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	納税課	市県民税												国民健康保険税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国民健康保険課	後期高齢者医療保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長寿支援課	介護保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護保険課	市営住宅使用料	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	住宅課	市営住宅駐車場使用料	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	住宅課	幼稚園通園バス利用料	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	保育幼稚園課	保育所保育料、園児給食費	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	保育幼稚園課	児童クラブ保護者負担金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	子ども政策課	母子父子寡婦福祉資金償還金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	子ども福祉課	生活保護費返還金・徴収金	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	保護第一課	高校授業料・諸会費	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	教育委員会総務課	奨学資金返還金	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	教育委員会総務課	水道料金及び下水道使用料	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	水道局水道・料金課
公金の種類	サービス			金融機関							担当課																																																																																																																																																																																																											
	Web (17科目)	ページ (7科目)	鹿児島	南鹿児島	鹿児島	相模	奄美	鹿児島	郵貯																																																																																																																																																																																																													
軽自動車税																																																																																																																																																																																																																						
固定資産税・都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	納税課																																																																																																																																																																																																											
市県民税																																																																																																																																																																																																																						
国民健康保険税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国民健康保険課																																																																																																																																																																																																											
後期高齢者医療保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長寿支援課																																																																																																																																																																																																											
介護保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護保険課																																																																																																																																																																																																											
市営住宅使用料	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	住宅課																																																																																																																																																																																																											
市営住宅駐車場使用料	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	住宅課																																																																																																																																																																																																											
幼稚園通園バス利用料	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○	保育幼稚園課																																																																																																																																																																																																											
保育所保育料、園児給食費	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	保育幼稚園課																																																																																																																																																																																																											
児童クラブ保護者負担金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	子ども政策課																																																																																																																																																																																																											
母子父子寡婦福祉資金償還金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	子ども福祉課																																																																																																																																																																																																											
生活保護費返還金・徴収金	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	保護第一課																																																																																																																																																																																																											
高校授業料・諸会費	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	教育委員会総務課																																																																																																																																																																																																											
奨学資金返還金	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	教育委員会総務課																																																																																																																																																																																																											
水道料金及び下水道使用料	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	水道局水道・料金課																																																																																																																																																																																																											
6	ページ端末の設置場所は。	本庁及び9支所の全体で20台を設置しております。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>庁舎</th> <th>配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>①②納税課（※保護第一課と共用）、③国民健康保険課、④長寿支援課、⑤介護保険課</td> </tr> <tr> <td>谷山支所</td> <td>⑥税務課、⑦市民課、⑧福祉課</td> </tr> <tr> <td>伊敷支所</td> <td>⑨税務課、⑩総務市民課、⑪福祉課</td> </tr> <tr> <td>吉野支所</td> <td>⑫税務課、⑬総務市民課、⑭福祉課</td> </tr> <tr> <td>吉田支所</td> <td>⑮税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）</td> </tr> <tr> <td>桜島支所</td> <td>⑯税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）</td> </tr> <tr> <td>東桜島合同庁舎</td> <td>⑰税務係（※総務市民課と共用）</td> </tr> <tr> <td>喜入支所</td> <td>⑱税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）</td> </tr> <tr> <td>松元支所</td> <td>⑲税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）</td> </tr> <tr> <td>郡山支所</td> <td>⑳税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）</td> </tr> </tbody> </table>	庁舎	配置場所	本庁	①②納税課（※保護第一課と共用）、③国民健康保険課、④長寿支援課、⑤介護保険課	谷山支所	⑥税務課、⑦市民課、⑧福祉課	伊敷支所	⑨税務課、⑩総務市民課、⑪福祉課	吉野支所	⑫税務課、⑬総務市民課、⑭福祉課	吉田支所	⑮税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）	桜島支所	⑯税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）	東桜島合同庁舎	⑰税務係（※総務市民課と共用）	喜入支所	⑱税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）	松元支所	⑲税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）	郡山支所	⑳税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）																																																																																																																																																																																														
庁舎	配置場所																																																																																																																																																																																																																					
本庁	①②納税課（※保護第一課と共用）、③国民健康保険課、④長寿支援課、⑤介護保険課																																																																																																																																																																																																																					
谷山支所	⑥税務課、⑦市民課、⑧福祉課																																																																																																																																																																																																																					
伊敷支所	⑨税務課、⑩総務市民課、⑪福祉課																																																																																																																																																																																																																					
吉野支所	⑫税務課、⑬総務市民課、⑭福祉課																																																																																																																																																																																																																					
吉田支所	⑮税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）																																																																																																																																																																																																																					
桜島支所	⑯税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）																																																																																																																																																																																																																					
東桜島合同庁舎	⑰税務係（※総務市民課と共用）																																																																																																																																																																																																																					
喜入支所	⑱税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）																																																																																																																																																																																																																					
松元支所	⑲税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）																																																																																																																																																																																																																					
郡山支所	⑳税務課（※総務市民課・保健福祉課と共用）																																																																																																																																																																																																																					
7	ページは1箇所の窓口で複数科目を申し込めるのか。	できません。各科目の所管部署でそれぞれお申し込みしてください。ただし、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、市県民税（普通徴収）の3税目は納税課（各支所税務課）でお申し込みできます。																																																																																																																																																																																																																				
8	サービス利用対象者は。	普通預金・当座預金口座（ゆうちょ銀行の場合は通常貯金口座のみ）のキャッシュカードをお持ちの個人の方に限ります。定期預金・納税準備預金、法人口座は申し込みできません。これらの口座をご希望の際は口座振替納付依頼書（紙）での申し込みをお願いします。																																																																																																																																																																																																																				

共通

市税	9	受付期限は。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>期別</th> <th>納期限</th> <th>ページ口座振替 申込期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車税</td> <td>全期</td> <td>4月30日</td> <td>4月10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">固定資産税 ・都市計画税</td> <td>1期</td> <td>5月31日</td> <td>5月10日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>7月31日</td> <td>7月10日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>9月30日</td> <td>9月10日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>12月28日</td> <td>12月10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市県民税 (普通徴収)</td> <td>1期</td> <td>6月30日</td> <td>6月10日</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>8月31日</td> <td>8月10日</td> </tr> <tr> <td>3期</td> <td>10月31日</td> <td>10月10日</td> </tr> <tr> <td>4期</td> <td>1月31日</td> <td>1月10日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※申込期限日が土日、祝日に当たるときは、前開庁日が申込期日となります。</p>	税目	期別	納期限	ページ口座振替 申込期限	軽自動車税	全期	4月30日	4月10日	固定資産税 ・都市計画税	1期	5月31日	5月10日	2期	7月31日	7月10日	3期	9月30日	9月10日	4期	12月28日	12月10日	市県民税 (普通徴収)	1期	6月30日	6月10日	2期	8月31日	8月10日	3期	10月31日	10月10日	4期	1月31日	1月10日
	税目	期別	納期限	ページ口座振替 申込期限																																	
	軽自動車税	全期	4月30日	4月10日																																	
	固定資産税 ・都市計画税	1期	5月31日	5月10日																																	
		2期	7月31日	7月10日																																	
		3期	9月30日	9月10日																																	
		4期	12月28日	12月10日																																	
	市県民税 (普通徴収)	1期	6月30日	6月10日																																	
		2期	8月31日	8月10日																																	
		3期	10月31日	10月10日																																	
4期		1月31日	1月10日																																		
10	取扱い金融機関は。	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・奄美大島信用金庫・鹿児島県信用農業協同組合連合・鹿児島みらい農協・いぶすき農協・さつま日置農協・ゆうちょ銀行 ※ページ口座振替受付サービスから申込みできる金融機関と口座振替納付依頼書（紙）による口座振替申込みの対象金融機関は異なります。																																			
11	口座振替の解約は。	口座振替の解約については、本サービスで手続きできません。口座振替廃止届出書（紙）または電子申請よりお手続きをお願いします。																																			
12	振替方法の変更は。	振替方法の変更(全期前納を期別納付へ変更する等)は、再度申込みが必要です。Web/ページ口座振替受付サービスで再度申請するか、口座振替支払方法変更申請書（紙）の提出をお願いします。																																			
13	口座振替申込手続きが完了しているかはそのように確認できるか。	口座振替手続きが完了すると、振替開始前に「鹿児島市市税の口座振替開始/変更のお知らせ」を郵送します。																																			
14	現在口座振替にしているが、金融機関を変更したい場合は。	改めて申請をお願いします。複数回申請された場合は、最新の申請で更新されます。																																			
15	複数の物件や税目を1回で申し込むことはできるか。	まとめた申請はできません。科目、納税義務者（整理番号）ごとに口座振替の申込み手続きが必要です。																																			
16	市県民税・普通徴収の注意点	市県民税（普通徴収のみ）の口座振替をご利用の方が、特別徴収（給与から天引き）に該当した場合は、口座振替は自動的に停止します。																																			
17	固定資産税・都市計画税の注意点	下記の場合は継続されません。改めて申込みが必要となるので注意が必要です。 ・共有者の構成員に変更があった場合 ・共有者の持ち分に変更があった場合 ・固定資産の名義に変更があった場合																																			
18	軽自動車税の注意点	所有しているすべての車両の税金が、振替（払込）の対象となり、車両を指定することはできません。																																			